

令和7年7月3日

次期一般廃棄物処理基本計画策定の審議をスタート！ ～ 福島市廃棄物減量等推進審議会（令和7年度第1回）を開催 ～

福島市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）が令和7年度に終期を迎えることから、次期計画（令和8年度から5年間）の策定について福島市廃棄物減量等推進審議会に諮問し審議を開始します。

次期計画では、今後の社会経済状況の変化や人口減少、本市が直面する課題を反映し、新たな視点を盛り込んだ廃棄物の減量・資源化に関する施策を計画的に推進するとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」で市町村の努力義務とされている食品ロス削減に関する計画を、次期計画に新たに盛り込むことについて審議を進めます。

記

- 1 日 時 : 令和7年7月8日（火）10時～
- 2 場 所 : 福島市役所 4階 庁議室
- 3 内 容 :
 - (1) 計画の策定について（諮問）
 - (2) 議事内容
 - ①令和6年度福島市一般廃棄物処理基本計画の進行管理について
 - ②令和7年度福島市一般廃棄物処理実施計画について
 - ③福島市一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて
 - (3) 報告内容
 - ①開封調査の実施状況について
 - ②製品プラスチックの分別回収開始に向けた進捗状況について
 - (4) その他
- 4 組織構成 : 学識経験者、市民団体の代表者、関係機関の代表者など10名

【福島市廃棄物減量等推進審議会】

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条に基づき、一般廃棄物の減量化と再生利用の推進を図るため、市長の諮問機関として設置。

【福島市一般廃棄物処理基本計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、市は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めることが義務付けられているもの。

現行の計画期間は令和3年度から令和7年度まで。

担当：ごみ政策課ごみ政策係
課長 根本、係長 増戸
電話 024-525-3744（直通）